

戦後初期における「厚生補導」の議論に関する一考察

—大学基準協会『大学における厚生補導』（1958年）の作成経緯と
その意義を中心に—

蝶 慎 一

戦後初期における「厚生補導」の議論に関する一考察

—大学基準協会『大学における厚生補導』（1958年）の作成経緯と
その意義を中心に—

蝶 慎 一*

A Study on the Discussion on “Guidance and Welfare” for University Students in Early Postwar Japan: Background and Significance of the Process of the Deliberation and its Report (1958) in the Japan University Accreditation Association

Shinichi CHO

Abstract

This paper discusses the concept of “Guidance and Welfare” for university students in the early postwar years by analyzing the process of the deliberation and its report (1958) on the committee of the Japan University Accreditation Association (JUAA). The concept of “Welfare and Guidance” was discussed and developed as services or affairs for students in the early postwar years. Some previous studies have stressed the importance of the roles of the deliberation and its report from JUAA in terms of “Welfare and Guidance.” Therefore, this paper examines the process of the deliberation and its contexts in the report by the JUAA by relying on primary sources. As a result, this study provides a comprehensive discussion on “Welfare and Guidance” in the JUAA context and reveals the major implications for the diverse backgrounds and roles of student services and affairs.

1. はじめに

(1) 課題設定

本稿の目的は、大学基準協会（以下、「協会」と略記）における「学生生活研究委員会」（以下、「委員会」と略記）の活動とその報告書『大学における厚生補導』（1958年7月）の審議内容に着目することで、戦後初期における「厚生補導」の議論の特徴がいかに形成されてきたのかを実証的に明らかにすることである。

これまで戦後の大学教育、特に一般教育の教育課程は、大学基準の制定によって基本的な枠組み

* 大学改革支援・学位授与機構

がつくられてきた（細井 1994；天野 2019）。この点に関して、一般教育の導入をめぐる大学基準の特徴について、「協会」は「新制大学の根本性格を基礎づけ」ており¹、「教育課程編成の大枠が確定した」後に（天野 2019、251-253頁）、「協会」内で「一般教育研究委員会」という組織を通じて、具体的な問題提起や審議がなされた（寺崎 1970、315-317頁；土持 2006；井上 2007；天野 2019、251-253頁）。戦後初期に米国より「日本に一般教育が導入されてから70年」（吉田 2019、13頁）となる昨今、改めて大学教育全体のあり方とその原点に学術的関心が高まっている。

こうした状況は、今日の「学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等」（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 2009）である「厚生補導」²の歴史的議論においても例外ではない。その制度的な枠組みの中心にあったのが、1951年に実施された「厚生補導」をめぐる大学基準への新たな追加であった（蝶 2012）。その後、基本的な趣旨は1956年に省令化された大学設置基準に継承され（蝶 2015）、基本的に今日に至っている。

具体的には、大学基準では、「大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」（第8項、下線は引用者）とされ、大学設置基準では「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする」（第42条、下線は引用者）として制定された。これら条項文より確認できるのは、「厚生補導」の「組織」、あるいは、「機関」を「設け」ることは明確に規定されたが、具体的な理念、活動内容といった内容には言及が見られないことである³。ここから浮かび上がるのは、前述の大学基準の制定後に具体的な議論が深められた一般教育と同様（前述の寺崎 1970ほか参照）、「厚生補導」においても大学基準の追加以降に何らかの具体的な議論が展開されたのではないかと、という問いである。換言すれば、「協会」内には、「厚生補導」においても具体的な議論の場となる委員会を設置して集中的審議が行われたのではないかと、という問いである。

この点を検証していくため、本稿では、「協会」内に設置された「学生生活研究委員会」の活動とそこで発行された報告書の審議内容を主な分析対象にとり上げる。その理由は、次の2点である。第1に、「厚生補導」についても戦後初期の1954年9月に「委員会」を設置し、約3年間の集中的かつ実質的な審議を行っており、その成果として全54頁に及ぶ報告書として『大学における厚生補導』を取りまとめられた史実が確認できるからである⁴（大学基準協会年史編さん室編 2005、382-389頁）。続いて第2に、今日の大学教育における「厚生補導」の位置づけや多様な「教育的機能」（橋場・小貫 2014、280頁）が重視されるなかで（日本学生支援機構 2007）、その始点となる「委員会」の活動と議論について焦点を当てることは、前述の「一般教育研究委員会」の活動と意義に係る先行研究の蓄積⁵を見ても必要な作業となるからである。

しかしながら、「委員会」の動向を概説した数少ない「協会」による刊行物の大学基準協会年史編さん室編（2005、382-389頁）及び大学基準協会事務局高等教育研究部門編（1997、114-115頁）では、依拠する一次資料が大きく限定されており、「委員会」の全体的活動やそこで行われた審議プロセス、加えて、「委員会」が果たした役割について実証的に考察するには至っていないという点で課題がある。

結論を先に述べれば、「委員会」では、戦後日本の大学教育における「厚生補導」をいかなる目的、理念のもとに置くのかといった点や、活動内容の輪郭、更には今後の担い手を見据えた人材養成や

担当者のあり方について具体的な審議が重ねられていた。とりわけ、この審議内容を詳らかにすることにより、大学基準協会が、前述の先行研究より指摘されてきた一般教育の形成及び影響のみならず、学生生活に関わる議論にも関与していたことが明らかにでき、「厚生補導」を含めた戦後初期の大学教育の再検討を試みる契機となり得る。

(2) 分析の視点と資料

以上の問いを分析するために、本稿では、戦後初期における「厚生補導」の議論がどのように形成されてきたのかを詳論する上で、①戦後初期の「協会」の政策動向、②「委員会」の活動内容と委員構成、③審議過程にみる「委員会」の議論、の3点を分析の視点として設定する。①戦後初期の「協会」の政策動向を検討することで、後述の3.で詳論する「協会」内の「委員会」における議論がいかなる歴史的意味を有するのかを捉えるための基礎作業となる。②「委員会」の活動内容と委員構成を分析することで、「委員会」が「協会」内にいかなる目的、理念によって設置され、どのような関係者（ステークホルダー）が「厚生補導」の議論に関与する構造になっていたのか、その意味が考察できる。加えて、③審議過程を詳しく検討し、「委員会」での議論の特徴を明らかにすることで、「委員会」、ひいては「協会」が「厚生補導」の議論形成に果たした役割が考察できる。

次に、以上の3点を分析するためには、以下2点の一次資料を用いる。1点目は、「協会」の「委員会」における審議内容が析出できる、「学生生活委員会議事抄録」（以下、「議事抄録」と略記）である。この「議事抄録」は、「滝口宏旧蔵資料」（早稲田大学大学史資料センター所蔵）に所収されている。2点目は、上記の「委員会」における審議内容が総合的にまとめられた報告書『大学における厚生補導』である。加えて、「協会」での「委員会」の動きが確認できる「大学基準協会（定時）総会議事抄録」（以下、「総会議事抄録」と略記）も参照する。これら『大学における厚生補導』⁶及び「総会議事抄録」は、『會報 大學基準協會』（国立国会図書館所蔵、東京大学総合図書館所蔵）等に所収されている。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、戦後初期として、1950年代前後の「厚生補導」をめぐる制度・政策の動向を整理する（2.）。続いて、「協会」内の「委員会」の活動について全体像を明らかにし、その審議過程を詳論する。そして、「委員会」が当時の「厚生補導」の議論に対して果たした役割を分析する（3.）。最後に、これらの分析結果を踏まえて、「委員会」による「厚生補導」の議論の特徴を考察し、残された課題を述べる（4.）。

2. 戦後初期の「厚生補導」をめぐる政策動向—1950年代前後を中心に—

これまでも1960年代以降の大学教育については、天野（2019、435-438頁）や吉田（2018、17-21頁）により戦後の大学生の多様化、あり方が整理されてきた。なかでも1963年に出された中央教育審議会『大学教育の改善について』⁷を中心に整理がなされており、日本私立大学協会の年史刊行物（五十年史編纂委員会編 2004、739-1012頁）にも部分的な言及が散見される。しかしながら、戦後初期、とりわけ1950年代の「厚生補導」の動向については、研究上、ほとんど空白となっている（蝶 2015、130-131頁）。

そこで本章では、まず、表1及び表2より1950年代前後に焦点を当て、「厚生補導」をめぐる文部省及び「協会」の制度・政策の動向を通史的な検討を試みる((1)、(2))。続いて、報告書『大学における厚生補導』が具体的分析の対象としていかなる位置づけにあるのかを考察していく((3))。

(1) 文部省をめぐる動向

本節では、文部省の動きを関連の答申に着目して見ていく。そのため、その諮問機関であった、学徒厚生委員会、学徒厚生審議会、中央教育審議会の動向を、谷田川(2012、160頁)、蝶(2014、42-43頁)による整理を参照しつつ検討する。まず、文部省による顕著な動きとして、1948年7月に学徒厚生委員会の答申、1951年5月には学徒厚生審議会答申が発表されたことがある。当時の『文部時報』の記述によれば、前者の答申は、「応急的な措置」が重視されたが、後者の答申になると、「恒久的な措置」として経済的にやや安定した状況下で「厚生援護」を行うことが特色であったという(文部省 1953b、48頁)。その約7年後には、再び学徒厚生審議会が「大学における学生の厚生補導の組織およびその運営の改善について」と称する答申を発表した。谷田川は、この答申の性格を「内容としては現在の学生支援に近い形の指針」(谷田川 2012、160頁)と評している。その後、1963年には、中央教育審議会が「大学教育の改善について」の答申(三八答申)を定めることで、「厚生補導」をめぐる一定の全体像が示された(谷田川 2012、160頁)。

他方で、1950年代前後の時期には、「厚生補導」を主たるテーマとした各種の研究会、研修会が全国各地で精力的に実施された⁸。特に、厚生補導研究会の成果が集録された1953年発行の報告書『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導』は、「厚生補導」に関する当時の報告書として最も知られてきたものの一つである。加えて、文部省による教育白書の中にも「厚生補導」の記述が散見され、1953年発行の『わが国教育の現状—教育の機会均等を主として—』(文部省 1953a)の「第5節 厚生補導」(168-189頁)をはじめ、1964年8月には、『わが国の高等教育—戦後における高等教育の歩み—』にも記述が見られる。この中で「大学の教育計画の一環として組織的、計画的に行われる必要がある」と「厚生補導」のあり方(文部省 1964、206頁)が示されていることは、今日から見ても示唆的である。

(2) 大学基準協会をめぐる動向—大学基準、大学設置基準を中心に—

次に、『協会』に関連する動向について、既に1.で部分的に言及したところであるが、後述の表1より今一度大学基準、大学設置基準を中心に整理しておく。これまでも蝶(2012)が考察しているように、「協会」では、前述の学徒厚生審議会との継続的なやり取りの中で、1951年6月に戦後初めてとなる「厚生補導」に関わる項が大学基準に追加され、その後、1956年10月に大学設置基準と同趣旨の条文が制定された(後述表1)。

表1 1950年代の「厚生補導」に関わる各種基準

年月	基準名称	条項文	
1951年6月	大学基準	第8項	「大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」
1956年10月	大学設置基準	第42条	「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする」

〔出典〕大学基準協会(1954, 22頁)、蝶(2015, 130頁)より筆者作成。

(3) 報告書『大学における厚生補導』の位置づけ

「大学人による自主的団体である」(天野 2019, 253頁)「協会」内には、1950年代を中心に数多くの「各種委員会」が「設置・廃止」されてきたことは周知のところである(大学基準協会年史編さん室編 2005, 455-456頁)。しかしながら、本稿が扱う「厚生補導」に関しては、1. で述べた通り、「委員会」それ自体の存在がほとんど紹介されておらず、結果として「委員会」の歴史的な意味づけも十分になされてこなかった。『大学における厚生補導』の「まえがき」(73頁)及び「むすび」(126頁)には、次のような記述がある。

「広くこの業務全般にわたつて〔ママ〕研究し、その成果を報告し、今後の参考に供する次第である」(『大学における厚生補導』の73頁、下線は引用者)

「厚生補導についてそれがいかなるものであるかを学の内外に広く理解してもらうようにつとめる必要がある」(『大学における厚生補導』の126頁、下線は引用者)

以上から、『大学における厚生補導』は、大学内外に限らず「厚生補導」に関わる多くの関係者に対して、その目的、理念、活動内容、組織といった枠組み⁹の理解を促進するガイドブック的な機能も担っていたことが窺える。

3. 大学基準協会の「学生生活研究委員会」の活動と審議過程

はじめに、「委員会」の活動の全容を理解するため、その「委員会」の設置に至る経緯、実施概要を述べるとともに、その委員構成の特徴を明らかにする((1))。次に、「委員会」における「厚生補導」をめぐる議論の内容と特徴を詳しく析出するために、その審議過程を検証し、考察する((2))。そのうえで、「委員会」が果たした役割について検討する((3))。

(1) 「学生生活研究委員会」の概要と委員構成

1) 設置に至る経緯と実施概要

「委員会」は、どのようにして設置されたのだろうか。「協会」の第12回の「総会議事抄録」には、これからの「厚生補導」のあり方について「委員会」の委員長を務めていた佐々木八郎¹⁰の次のような発言が残されている。

表2 1950年代前後の「厚生補導」をめぐる動向

年	文部省 (審議機関, 諮問機関)	大学基準協会
1947		・初めての大学基準が発表(7月)
1948	学徒厚生委員会の答申(7月)	
1951	学徒厚生審議会の答申(5月)	・大学基準への追加(改訂は、6月) ・「一般教育研究委員会」の報告書『大学に於ける一般教育』の発刊(9月)
1953	・報告書『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導』の発行(3月) ・教育白書『わが国教育の現状—教育の機会均等を主として—』の発行	
1954		・「学生生活研究委員会」の設置(9月)
1955		・同上の第1回審議の開始(4月)
1956		・大学設置基準の省令化(「厚生補導」は第42条)
1958	・学徒厚生審議会の答申「大学における学生の厚生補導の組織およびその運営の改善について」	・「学生生活研究委員会」の報告書『大学における厚生補導』の決定(5月) ・同上の報告書『大学における厚生補導』の発行(7月)
1963	・中央教育審議会の答申(三八答申)の「第5節 厚生補導」(1月)	
1964	・『わが国の高等教育—戦後における高等教育の歩み—』の発行(8月)	

[出典]大学基準協会(1954, 22頁)、天野(2019, 252頁)、喜多村(1986, 28頁)、蝶(2015, 130頁)より筆者作成。

「今後は学生生活の指導及び援助ということを根本の理念として、大学教育の一環としてのあり方を、考えていこうということ」(第12回の「総会議事抄録」の36頁、下線は引用者)

ここから、佐々木委員長には、「委員会」で「厚生補導」の議論を進めていく上で、「理念として」の「大学教育の一環」(同上)が重要であるとする姿勢が窺い知れる。また、前述の大学基準協会年史編さん室編(2005)の記述によれば、「委員会」の設置目的には、「厚生補導」の「中心組織」の改革に加え、次の内容が掲げられている。

「厚生補導自体の業務のあり方全般について、その内容を検討・研究する」(大学基準協会年史編さん室編 2005, 382頁、下線は引用者)

こうして表2で見たように、「協会」では、1951年6月の大学基準の追加後に「厚生補導」の「業務のあり方全般について、その内容を検討・研究」(同上)していく委員会設置が急務となっていた。そして、「委員会」自体は1954年9月に設置されることになり、実際の活動は、第1回の「委員会」が開催された1955年4月から開始された(大学基準協会年史編さん室編 2005, 382-389頁)。

2) 多様な委員構成

続いて、「委員会」はいかなる委員で構成されていたのだろうか。表3より、委員数(途中交代の委員を含む)は21名を数える。設置形態別で見えていくと国立大学及び私立大学の教職員がほとん

表3 「学生生活研究委員会」の委員構成一所属・役職一

委員氏名	所属・役職		
佐々木八郎【委員長】	私立	早稲田大学	理事
中村弘道	国立	東京大学教養学部	教授
吉川孔敏	国立	千葉大学	厚生課長
安藤暹	国立	東京工業大学	教務部長
菅原健	国立	名古屋大学理学部	教授
田中周友	国立	京都大学法学部	教授
末永茂喜	国立	東北大学経済学部	教授・学生部長
柳瀬良幹	国立	東北大学	—
鈴木廉三九	国立	東北大学	—
滝口宏	私立	早稲田大学教育学部	教授・学生部長
末高信	私立	早稲田大学商学部	教授・学生部長
平井新	私立	慶應義塾大学法学部	教授・学生部長
大木直太郎	私立	明治大学文学部	教授
久松栄一郎	私立	中央大学法学部	教授
児玉正勝	私立	法政大学	理事
奥沢篤二郎	私立	法政大学	—
齊藤玄三雄	私立	同志社大学工学部	教授・学生部長
岩井文雄	私立	同志社大学	—
山田松太郎	私立	関西大学文学部	教授・学生部長
水野敏雄	大学外	日本育英会	理事長
近藤英男	大学外	学徒援護会	常務理事

(注1) 途中で交代をしている委員が3名だった(大学基準協会年史編さん室編 2005、410頁)。

(注2) 役職が不明な委員には、当該欄に「—」を付している。

〔出典〕『『学生生活研究委員会』委員名簿〔昭和30年〕』(『滝口宏旧蔵資料』資料No. 2543)、『會報 大学基準協会』(第29号、第33号、第36号)より筆者作成。

どを占めており、理事に加え教授が多くなっている。加えて、学生部長と教授を兼務している者が5名と少なくないことも確認できる。このことは、戦後初期の「厚生補導」の取り組みや問題については、国立、私立を問わず共通した性格をもっていた側面が推測され、同時に、各大学の関係する組織体制は異なるが、担当者、中心者としての学生部長等の人材養成も同様の議論が必要とされた可能性が窺い知れる。更に、大学外の関係団体・機関である日本育英会の水野敏雄(独立行政法人日本学生支援機構 2006、385頁)、学徒援護会の近藤英男がそれぞれ委員に就いていた(表3参照)。これは、例えば「一般教育研究委員会」の大学教員を重視した委員構成の姿勢と比較しても明らかに異なっている¹¹。ただあくまでも、「委員会」は、その設置経緯から大学における「厚生補導」を審議する組織であった。しかし、大「学外」で経済支援、内職の斡旋、アルバイトといった取り組み(文部省 1955、18頁)の推進も当時の学生生活の状況に鑑みれば、詳細な実態を理解している実践者の役割は大きく、委員に加わっていたものと考えられる。

(2) 「学生生活研究委員会」における審議過程(第1回から第3回、第13回、第19回)

後述の表4より、「委員会」では、全19回の委員会を開催し、審議していた。このうち本節では、以下の第1回から第3回、第13回、そして第19回の委員会の審議内容を対象とし、各々の回での「議事抄録」に依拠することで、戦後初期の「厚生補導」を議論の特徴とそのポイントを析出していく。

なお、各委員の発言は「議事抄録」より審議の流れを意識しながら、適宜抜粋し引用していることを断っておく。また、資料的制約により発言の全ての内容を検討できていないことも述べておく。

1) 第1回(1955年4月19日)から第3回(1955年6月14日): 大学内外の関係機関による多様な問題提起

はじめに、第1回(1955年4月19日)から第3回(1955年6月14日)で審議された主な概要を述べれば、「厚生補導」の多様な活動領域の内容や方法に関わることであった。各回で審議された活動領域と特徴的な委員の発言を整理する。

第1回では、中村委員が米国のカウンセリングの実際について「視察した報告」を行った。報告としては、米国の「大学では全人教育が重視されており(中略)個人の場合あたりの補導ではなく、実証的科学的にカウンセリングが行われている」ことが紹介された。活動の内容としては、「入学許可の問題」、「学部寄宿舎等にカウンセラーが置かれている」こと、「職業補導」のこと等でのカウンセリングの多彩な機能が挙げられた。(以上、第1回の「議事抄録」)。

第2回では、日本育英会の水野委員が、経済支援に関しての「日本育英会として希望事項について発言」があった。水野委員の意見として、「奨学生の仕事は教育の一環であるということで、大学にとって〔ママ〕育英会のことが余分な仕事になるというのではなく、また単なる事務であるというでもないことを望むからである。会の仕事は各大学における教育の側面的援助、または裏付けという性格をもっているのである」と述べていた。これに対し、吉川委員からは、奨学生の「選考決定まで大学に譲った方がよい」であること、齋藤委員から「援護活動と補導を兼ねた組織がよい」との「発言」が見られた。(以上、第2回の「議事抄録」)

第3回では、学徒援護会¹²の近藤委員が、学生の「経済問題殊にアルバイト、宿舎」の問題を主とする説明を行った。近藤委員からは、特にアルバイトの「求人」についての対応が採り上げられ、「先ずアルバイトであるが会としては求人開拓を行い、各大学で斡旋をされるという方針を立てていた」との認識が示された。加えて委員長である佐々木委員はこの点について「援護会が求人開拓をし、学校が斡旋することは結構なことであり、相談室についても大学と密接な連絡がとり得るような仕組みが望ましい」との意見を述べ、各大学とその担当組織(ここでは、「相談室」)が密に「連携」を取り合うことの重要性を述べた。(以上、第3回の「議事抄録」)

以上から、「厚生補導」の具体的な活動領域については、大学内外の実際の現場よく理解している委員が各回の審議をリードしつつ、関連意見や問題を発言していたことが分かる。

2) 第13回(1956年11月30日): 学会(日本応用心理学会)による「意見書」

次に、第13回(1956年11月30日)の審議では、活動領域の中でも「学生カウンセリングのあり方の検討」がなされ、「協会」の会長に対して日本「応用心理学会から『心理技術者養成に関する意見書』」が「提出」されていた(大学基準協会年史編さん室編 2005、384頁、第13回の「議事抄録」)。上記の「心理技術者養成に関する意見書」の詳細は、「委員会」の委員で日米の学生カウンセリングの理論と実践に精通していた中村弘道の「附録一 心理技術者養成教育課程表」¹³(中村 1955a)

表4 「学生生活研究委員会」の開催年月と主な議題（全19回）

	開催年月日	主な議題	出席者数	開催場所
第1回	1955年4月19日	・アメリカ視察報告 ・奨学生関係 ・保健問題	12	大学基準協会会長室
第2回	1955年5月24日	・経済問題、特に育英に関すること	12	大学基準協会会長室
第3回	1955年6月14日	・経済問題、特にアルバイト、宿舍 ・学徒援護会の事業	13	大学基準協会会長室
第4回	1955年9月20日	・健康管理	14	大学基準協会会長室
第5回	1955年10月11日	・保健体育計画	10	大学基準協会会長室
第6回	1955年11月15日	・「保健に関する小委員会」の答申	14	大学基準協会会長室
第7回	1955年12月6日	・「経済援助に関する小委員会」の答申	12	大学基準協会会長室
第8回	1956年1月31日	・課外活動に関するフリー・トーキング	10	大学基準協会会長室
第9回	1956年4月24日	・「課外活動に関する小委員会」の報告	11	早稲田大学大隈会館
第10回	1956年5月11日	・ウィリアムソン氏を囲む懇談会	10	早稲田大学大隈会館
第11回	1956年6月8日	・学生部の性格、組織、機能等の問題	11	大学基準協会会長室
第12回	1956年10月19日	・学生部の性格、組織、機能等の問題（第11回続き）	13	大学基準協会会長室
第13回	1956年11月30日	・学生部に関する小委員会の報告 （学生部の組織運営）	11	大学基準協会会長室
第14回	1957年5月10日	・「厚生補導」全般に関する事項 ・学徒厚生審議会、国立大学学生部長会議との連携	11	大学基準協会会長室
第15回	1957年6月14日	・学生部に関する小委員会の審議事項	9	日大三階会議室
第16回	1957年12月10日	・第15回までの議事中間報告並びに質問事項	12	大学基準協会会長室
第17回	1958年3月28日	・各担当委員の資料説明 （学生部の組織、学寮自治のあり方、大学における厚生事業のうち主として協同組合）	12	大学基準協会会長室
第18回	1958年5月13日	・報告書原案として『大学における厚生補導』	13	大学基準協会会長室
第19回	1958年5月23日	・報告書原案として『大学における厚生補導』（中間報告）	11	大学基準協会会長室

（注）第10回の出席者数には、ウィリアムソン氏（E.G. Williamson）が含まれている。

〔出所〕第1回から第19回の「議事抄録」、報告書『大学における厚生補導』の73-126頁より筆者作成。

で見取れる。彼は、日本応用心理学会長を務めており（中村 1955a、49頁）、なお、引き続き中村は審議をリードしており、「カウンセリング及び学生相談室については、中村委員よりも強く発言があり、その重要性と将来への計画について議するところがあった」¹⁴という。

3) 第19回（1958年5月23日）：報告書の原案による今後の検討課題の明確化

そして、第19回の委員会については、「審議まとめ（中間報告）」の記述から「委員会」が独自に整理したポイントを分析する。

「『厚生補導』は大学教育の中に在るのであって、これを切り離した大学教育はあり得ない。（中略）こうして、大学教育の目的ある全人教育を、学部に於ける専門教育の教授（主として教育内〔ママ〕における教育）と、学生部を中心とする教室外における訓育の両面から完成させるのである」（第19回の「議事抄録」）

「厚生補導の内容には、（中略）大学の規模、伝統に相違があつて〔ママ〕一律に定めることはできない。」（第19回の「議事抄録」）

ここからは、大学教育と「切り離」せない「厚生補導」のあり方、「全人教育」という大学教育それ自体の目的とあわせて検討されたことが確認できる。加えて、『委員会』では多様なテーマで継続的な審議を行いながら、審議のまとめとして『厚生補導』それ自体の活動内容について一定の輪郭づけが試みられたことが窺われる。これは、「協会」内でこれまでの「協会」の制度・政策動向を踏まえ、集中的な審議が試みられたからこそ至った記述と言えよう。

(3) 学術的かつ実践的な議論の「場」としての先導的役割

以上、審議過程が明らかになったところで、改めて「委員会」が「厚生補導」の議論に対していかなる役割を果たしていたのかを考察してみたい。以下の『大学における厚生補導』の2点の記述から、学術的な議論と実践的な議論の両方が重視されていたことが理解できる。特に、以下では「厚生補導」の「専任機関」、「組織」としての「学生部」の組織的なあり方をめぐって整理されている。

「厚生補導は（中略）かなり範囲も広く、その限界も定めがたく、かつ事務的操作をも必要とし、さらに専門的分野にわたるので、そのすべてを個々の教授または教授団のみに期待することが困難である」（『大学における厚生補導』の76頁、下線は引用者）

これは一方で、「そのすべて」を「個々の」事務職員のみ「に期待すること」も「困難である」とも換言できる。そのためには、大学内の「専任機関」、「組織」という外形的な枠だけではなく、「厚生補導」を実務として担っていく担当者の育成が課題となってくる。次の記述はこの点について、新たな大学院課程の提案を含めて書かれていることは注目すべきと考えられる。少し長い引用したい。

「厚生補導に専念する者を得なければ、この業務は、担当者の交替によつて〔ママ〕一歩も前進せず、成果を望むことができないだろう。大学の課程の中に、または、大学の連合体が、厚生補導に関する教科を置くことが望まれている。その他の方法には、（中略）修士課程の中に設置するなどであるが、専門職の問題とともに早急に解決しなければならない問題である。」（『大学における厚生補導』の78頁）

以上、「委員会」の設置経緯、実施概要、審議過程を詳しく見てきた。ここから捉えることができる「厚生補導」の議論の特徴として、以下の3点を簡潔に整理する。

まず、「委員会」の設置年月や設置目的から分かるように、「厚生補導」についても「一般教育研究委員会」と同様に、大学基準に制度的に明記された後に具体的な議論を深化させることを意図してしたことである。そして、その議論の形成には、大学内外の委員を「委員会」に含める形で考慮されており、実際の審議内容にも結実していたことである。更に、今後の『厚生補導』を担う人材養成のあり方、具体的には、（応用）心理学を専門とする修士課程の想定をはじめ、学生カウンセリングに代表されるような学術的な調査研究の推進（中村 1955b；厚生補導特別研究会編 1971）の構想にも関わっていた可能性が指摘し得る。

4. おわりに

本稿では、「協会」における「学生生活研究委員会」の活動とその報告書『大学における厚生補導』の作成に至る審議過程に焦点を当てることで、戦後初期の「厚生補導」をめぐる議論がいかに形成されてきたのかを実証的に明らかにすることを試みた。まず、2. では、1950年代前後の「厚生補導」をめぐる制度・政策の動向を「協会」をはじめとする主要なアクターを中心に整理した。続いて3. では、「協会」内に設置され、「厚生補導」を重要な検討課題として掲げて審議した「委員会」の活動を描出し、その審議過程を報告書『大学における厚生補導』の内容を踏まえながら分析することで、「委員会」が当時の「厚生補導」の議論の形成に果たした学術的かつ実践的な「場」としての先導的役割を明らかにしてきた。

以上、本稿での分析結果が意味することは何か、以下2点にわたって考察しておきたい。

第1に、戦後初期の『厚生補導』において、大学基準の追加後の「協会」では、それらを大学内外の関係者を含めた「委員会」を設置し審議することにより、当時多様であった「厚生補導」をめぐる議論を具体化し、また集約化することを促したといえる。そして第2に、「委員会」でなされた「厚生補導」の議論を析出することで、従来指摘されてきた一般教育への関わり、影響のみならず、広く大学生活全般においても「厚生補導」の議論を通じて関与していたことが明らかにでき、「厚生補導」を含めた戦後初期の大学教育の再検討を試みる契機となる。残された課題は、「委員会」と「協会」内の他の委員会等との関係を明らかにすることである。この点については、別稿を期したい。

【付記】

本稿は、大学行政管理学会第18回定期総会・研究集会（2014年9月7日、東北学院大学）における執筆者の個人発表内容を大幅に加筆修正したものである。また、JSPS科研費16H07480による研究成果の一部である。

【注】

- 1 同様の指摘として、喜多村は、「一般教育の導入こそは新制大学の『根本的性格』を特徴づける制度的改革だった」（喜多村 1986、27頁）とし、また細井は、「戦後の大学教育の枠組みを設定した」（細井 1994、53頁）と記述している。
- 2 本稿では、基本的に大学教育における「学生支援を厚生補導の延長線上に捉える」（橋場・小貫 2014、296頁、下線は引用者）こととする。
- 3 例えば、大学基準の追加後である1954年6月改訂版の「『大學基準』およびその解説」においては、「八、学生生活向上のための専任機関」という見出しで若干の「解説」は確認できるが、各大学が「補導部、厚生部」といった「専任の機関を設けてその任に当らせることが必要である」（大學基準協會 1954、22頁）ことを述べるにとどまっている。
- 4 この報告書は、1967年6月に「厚生補導研究委員会」において「再検討」がなされており、「協会」内における「厚生補導」の基礎的な議論を創出し、その後にも少なからず影響を与えたと考

えられる（大学基準協会年史編さん室編 2005、389頁）。

- 5 「一般教育研究委員会」を対象とした先行研究については、「一般教育」への関心の高さも相俟って（土持 2006、169-177頁）、その実態や役割、意義を含め、少なからず歴史的検証がなされている（海後・寺崎 1969、407-409頁；大崎 1999、103頁；井上 2007；天野 2019、251-256頁）。これは、寺崎編（1970、171-189頁）、喜多村（1986）、喜多村（1987）、絹川（1992、95頁）、杉谷（2006）が当該報告書『大学に於ける一般教育』を抄録したり、復刻版（1987年発行）を採り上げたりすることでその積極的意義を再考してきたことも理由に挙げられる。
- 6 『大学における厚生補導』は、『大学基準協会会報』第36号に所収されている。本稿では、当該資料に依拠した考察を行っている。
- 7 詳細は、教育事業研究会編（1981、112-153頁）を参照されたい。
- 8 「業務内容の向上をめざす職員研修は、昭和26年以降、全国各地で継続的に行われた」（文部省編 1964、325頁）という。
- 9 活動内容には、「カウンセリング」、「入学までの補導」、「オリエンテーション」、「奨学」、「就職指導」などが明示された。これは、例えば、報告書『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導—』（前述表2参照）で示された複数の活動内容とも類似しており、一定程度影響の可能性が推測し得る。
- 10 委員長の佐々木は、米国の学生生活（佐々木 1958）、「学校教育における人格の育成」（佐々木 1954、5頁）について見識があった。
- 11 井上によれば、大半が東京都内やその近隣地域の、大学関係者（教授）で占められている（井上 2007、70頁）。
- 12 「事業内容」は、学徒援護会総務部（1969、80-83頁）に「沿革」を含めて概要が記載されている。
- 13 「日本応用心理学会決議」と書かれた「附録1 心理技術者養成教育課程案」が鍋島（1956、128-129頁）に所収されている。
- 14 第14回の「議事抄録」より引用した。

【参考文献】

天野郁夫 2019『新制大学の時代 日本的高等教育像の模索』名古屋大学出版会。

蝶慎一 2012「新制大学における「厚生補導」が大学基準に追加される経緯に関する一考察—「学徒厚生審議会」の審議過程と答申（1951年5月）の分析を中心に—」『大学教育学会誌』第34巻第2号、130-138頁。

蝶慎一 2014「戦後初期における『厚生補導』の活動領域に関する考察—「学徒厚生審議会」の審議過程と答申の分析を中心に—」『大学経営政策研究』4、39-54頁。

蝶慎一 2015「戦後日本における「厚生補導」の端緒に関する一考察—「IFEL厚生補導部門」の実態とその役割を中心に—」『高等教育研究』第18集、129-149頁。

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 2009「大学における社会的・職業的自立に関す

る指導等（キャリアガイダンス）の実施について（審議経過概要）」。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chyukyo/chukyo4/houkoku/1288248.htm（2014年10月31日）
大学基準協会 1954『『大学基準』及びその解説』（大学基準協会資料第十三号の二 昭和二十九年六月改訂版）大学基準協会。

大学基準協会事務局「第一回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2517）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局「第二回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2518）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局「第三回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2519）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局「第十三回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2530）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局「第十四回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2531）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局「第十九回学生生活研究委員会議事抄録」（資料No. 2536）、「滝口宏旧蔵資料」所収（早稲田大学大学史資料センター所蔵）。

大学基準協会事務局高等教育研究部門編 1997『JUA選書 第7巻＜大学基準協会創立50周年記念企画＞資料にみる大学基準協会五十年の歩み』財団法人大学基準協会。

大学基準協会年史編さん室編 2005『大学基準協会55年史 通史編』大学基準協会。

独立行政法人日本学生支援機構 2006『日本育英会史 育英奨学事業60年の軌跡』独立行政法人日本学生支援機構。

学徒援護会総務部 1969「財団法人学徒援護会」『文部時報』第1101号、78-83頁。

五十年史編纂委員会編 2004「第10章 学生生活指導とSPS（学生厚生補導）体制」五十年史編纂委員会編『私学振興史（資料編）—半世紀の挑戦—』日本私立大学協会。

橋場論・小貫有紀子 2014「学修支援活動に携わる学生スタッフの変容プロセスに関する探索的研究」『名古屋高等教育研究』第14号、279-298頁。

細井克彦 1994『設置基準改訂と大学改革』つむぎ出版。

井上美香子 2007「大学基準協会「一般教育研究委員会」の研究：「一般教育関係条項」の改訂（昭和25年）をめぐる」『日本の教育史学』50、84-96頁。

海後宗臣・寺崎昌男 1969『大学教育 戦後日本の教育改革第9巻』東京大学出版会。

絹川正吉 1992「＜書評＞大学基準協会『大学に於ける一般教育—一般教育委員会報告—』（復刻版）1987」『一般教育学会誌』第14巻第2号、95頁。

喜多村和之 1986「一般教育はなぜ問題とされるのか」『大学論集』第16集、25-40頁。

喜多村和之 1987「一般教育はなぜ問題とされるのか—大学基準協会『大学における一般教育』（1951）をめぐる—」『IDE—現代の高等教育』283、7-16頁。

厚生補導特別研究会編 1971『学生カウンセリングの基礎的研究—厚生補導特別研究会報告書—』

- 学園書房（東北大学附属図書館本館所蔵）。
- 教育事業研究会編 1981『中央教育審議会答申総覧』ぎょうせい。
- 文部省 1953a『わが国教育の現状—教育の機会均等を主として—』文部省。
- 文部省 1953b「学徒厚生審議会Ⅲ」『文部時報』912、42-48頁。
- 文部省 1955「第3章 大学教育」『昭和30年度 文部省第83年報—1955—』14-18頁。
- 文部省 1964『わが国の高等教育—戦後における高等教育の歩み—』文部省。
- 文部省大学学術局学生課編 1953『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導—』全国学生補導厚生研究会連合会（東京大学教育学部図書室所蔵）。
- 鍋島友亀 1956『学生・生徒指導のためのカウンセリング—その理論と技術—』同友社。
- 中村弘道 1955a「附録一 心理技術者養成教育課程表」日本応用心理学会編『応用心理学論文集—第18回大会発表研修抄録—』日本応用心理学会、49-50頁。
- 中村弘道 1955b「アメリカの大学におけるガイダンスとカウンセリング」『會報 大學基準協會』第24号、1-33頁。
- 日本学生支援機構 2007「大学における学生相談体制の充実方策について（要旨）—『総合的な学生支援』と『専門的な学生相談』の『連携・協働』—」日本学生支援機構。
https://www.jasso.go.jp/gakusei/archive/_icsFiles/afieldfile/2015/12/09/jyujitsuhosaku_gaiyo_2.pdf (2019年11月26日)
- 日本応用心理学会決議「附録1 心理技術者養成教育課程案」（鍋島 1956、128-129頁に所収）。
- 大崎仁 1999『大学改革1945～1999』有斐閣。
- 佐々木八郎 1954「教師と研究」『教育じほう』80、2-5頁。
- 佐々木八郎 1958「米国の大学をみて」『大学資料』第9号、5-8頁。
- 杉谷祐美子 2006「〔文献解題〕」『大学評価研究』第5号、47-49頁。
- 寺崎昌男 1970「解説」寺崎昌男編『戦後の大学論』（復初文庫）評論社版、291-342頁。
- 土持ゲーリー法一 2006『戦後日本の高等教育改革政策『教養教育』の構築』玉川大学出版部。
- 早稲田大学大学史資料センター「滝口宏旧蔵資料目録」早稲田大学大学史資料センター。
<https://www.waseda.jp/culture/archives/assets/uploads/2015/03/takiguchi.pdf> (2019年11月13日)
- 谷田川ルミ 2012「戦後日本の大学におけるキャリア支援の歴史的展開」『名古屋高等教育研究』第12号、155-174頁。
- 吉田文 2018「高等教育の拡大と学生の多様化—日本における問題の論じられ方—」『高等教育研究』第21集、11-37頁。
- 吉田文 2019「日本の一般教育・教養教育—導入したものとできなかったもの」『IDE現代の高等教育』610、9-15頁。